

外為法第 17 条により銀行等が確認義務を課せられている支払等

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
① タリバーン関係者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第 17 条第 1 号 第 16 条第 1 項～第 3 項 ・平成 10 年 3 月 30 日付大蔵省告示第 97 号第 1 号イ ・平成 18 年 3 月 15 日付経済産業省告示第 34 号第 1 号(廃止) ・平成 21 年 7 月 7 日付経済産業省告示第 229 号第 1 号イ
② テロリスト等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第 17 条第 1 号 第 16 条第 1 項～第 3 項 ・平成 10 年 3 月 30 日付大蔵省告示第 97 号第 1 号ロ ・平成 18 年 3 月 15 日付経済産業省告示第 34 号第 2 号(廃止) ・平成 21 年 7 月 7 日付経済産業省告示第 229 号第 1 号ロ
③ 欠番	
④ コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第 17 条第 1 号 第 16 条第 1 項～第 3 項 ・平成 10 年 3 月 30 日付大蔵省告示第 97 号第 1 号ハ ・平成 18 年 3 月 15 日付経済産業省告示第 34 号第 4 号(廃止) ・平成 21 年 7 月 7 日付経済産業省告示第 229 号第 1 号ニ
⑤ コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第 17 条第 1 号 第 16 条第 1 項～第 3 項 ・平成 10 年 3 月 30 日付大蔵省告示第 97 号第 1 号ニ ・平成 18 年 3 月 15 日付経済産業省告示第 34 号第 5 号(廃止) ・平成 21 年 7 月 7 日付経済産業省告示第 229 号第 1 号ホ
⑥ スーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第 17 条第 1 号 第 16 条第 1 項～第 3 項 ・平成 10 年 3 月 30 日付大蔵省告示第 97 号第 1 号ホ ・平成 18 年 3 月 15 日付経済産業省告示第 34 号第 6 号(廃止) ・平成 21 年 7 月 7 日付経済産業省告示第 229 号第 1 号ヘ
⑦ 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連又は弾道ミサイル関連計画に関連する者、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連又は弾道ミサイル関連計画等に関連する者として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第 17 条第 1 号 第 16 条第 1 項～第 3 項 ・平成 10 年 3 月 30 日付大蔵省告示第 97 号第 1 号ヘ ・平成 18 年 3 月 15 日付経済産業省告示第 34 号第 7 号(廃止) ・平成 18 年 9 月 19 日付財務省告示第 360 号 ・平成 18 年 9 月 19 日付経済産業省告示第 288 号 ・平成 21 年 5 月 22 日付財務省告示第 174 号 ・平成 21 年 5 月 22 日付経済産業省告示第 189 号 ・平成 21 年 7 月 7 日付財務省告示第 223 号 ・平成 21 年 7 月 7 日付経済産業省告示第 229 号第 1 号ト、第 2 号 ・平成 25 年 4 月 5 日付財務省告示第 111 号 ・平成 25 年 4 月 5 日付経済産業省告示第 98 号

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
<p>⑦-2 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）に対しするもの。ただし、次に掲げる支払を除く。</p> <p>(1) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がする国際電気通信役務に係る精算料金に係る支払</p> <p>(2) 万国郵便連合憲章に規定する指定された事業体間で決済する、万国郵便条約及びその施行規則に規定する補償金に係る支払</p> <p>(3) 厚生労働大臣がする労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険給付に係る支払、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく給付に係る支払、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく保険給付に係る支払その他これらに類する給付に係る支払</p> <p>(4) 北朝鮮に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払</p> <p>(5) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に対する支払であって、次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）</p> <p>(i) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの</p> <p>(ii) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの</p> <p>(iii) (i)及び(ii)に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号ト ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号
<p>⑦-3 居住者もしくは非居住者等による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるものに寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号チ ・平成21年7月7日付財務省告示第223号 ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号ト、第2号 ・平成25年4月5日付財務省告示第111号 ・平成25年4月5日付経済産業省告示第98号
<p>⑧ イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号リ ・平成18年3月15日付経済産業省告示第34号8号（廃止） ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号ト

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
⑨ イランの核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるものに寄与する目的で行う取引又は行為に係る居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号ヌ ・平成22年8月3日付財務省告示第256号（廃止） ・平成22年9月3日付財務省告示第290号（廃止） ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号ト、第3号 ・平成22年9月3日付経済産業省告示第196号（廃止）
⑩ ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号ル ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号チ
⑪ リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号フ ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号リ
⑫ シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号フ ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号ヌ
⑬ ウクライナ情勢に係る関係者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号カ ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号ル
⑭ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号ヨ ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号フ
⑮ イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号タ ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号フ
⑯ 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるものに対する居住者若しくは非居住者による支払及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第1号レ ・平成21年7月7日付経済産業省告示第229号第1号カ

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
<p>⑰ 居住者が他の居住者又は非居住者と共同して設立する組合その他の団体(外国為替に関する省令第21条に定める次に掲げる事業を行う者に限る。)による外国における事業活動に充てるための居住者による外国へ向けた支払</p> <p>※ 外国為替に関する省令 第21条が定める事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業 ・ 皮革又は皮革製品の製造業 ・ 武器の製造業 ・ 武器製造関連設備の製造業 ・ 麻薬等の製造業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外為法 第17条第1号 第16条第1項～第3項 ・ 平成10年3月30日付大蔵省告示第97号第2号
<p>⑱ 居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約(ロを除き、当該居住者が当該非居住者から受け入れるものを除く。)に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引(以下「債権の発生等に係る取引」という。)。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成15年5月22日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、タに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成23年9月17日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。</p> <p>イ. イラク前政権の機関等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ロ. イラク前政権の高官又はその関係者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ハ. ユーゴスラヴィア連邦共和国のセルビア共和国に住所・居所を有する個人であつて、ミロシェヴィッチ前ユーゴスラヴィア連邦共和国大統領及び同氏の関係者として外務大臣が定めるもの</p> <p>ニ. タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ホ. テロリスト等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヘ. コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ト. コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>チ. スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>リ. 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連又は弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>ス. イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>ル. ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヲ. リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの(以下「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者」という。)</p> <p>ワ. リビア前政権の機関等として外務大臣が定めるもの(以下「リビア前政権の機関等」という。)</p> <p>カ. シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヨ. クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者(以下「クリミア「併合」又はウクライナ東部の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外為法 第17条第2号 第21条第1項、第2項 ・ 外為令 第11条 ・ 平成10年3月30日付大蔵省告示第99号第1号 ・ 平成16年8月26日付財務省告示第382号(廃止) ・ 平成17年11月25日付財務省告示第444号 ・ 平成18年3月15日付財務省告示第105号 ・ 平成18年6月30日付財務省告示第261号 ・ 平成18年9月19日付財務省告示第361号 ・ 平成19年2月16日付財務省告示第59号 ・ 平成21年5月22日付財務省告示第175号 ・ 平成22年6月25日付財務省告示第215号 ・ 平成22年7月16日付財務省告示第239号 ・ 平成22年8月3日付財務省告示第255号 ・ 平成22年9月3日付財務省告示第289号(廃止) ・ 平成23年3月8日付財務省告示第73号 ・ 平成23年9月9日付財務省告示第310号 ・ 平成23年10月18日付財務省告示第346号 ・ 平成25年4月5日付財務省告示第112号 ・ 平成26年8月5日付財務省告示第239号 ・ 平成26年8月21日付財務省告示第262号 ・ 平成26年12月17日付財務省告示第388号 ・ 平成27年9月18日付財務省告示第303号

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
<p>不安定化に直接関与していると判断される者」という。)として外務大臣が定めるもの</p> <p>タ. 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>レ. イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ソ. 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p>	
<p>①9 居住者と次に掲げる非居住者との間の信託契約（ロを除き、当該居住者が当該非居住者から受託するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成15年5月22日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、ヨに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては平成23年9月17日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。</p> <p>イ. イラク前政権の機関等</p> <p>ロ. イラク前政権の高官又はその関係者等</p> <p>ハ. タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ニ. テロリスト等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ホ. コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヘ. コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ト. スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>チ. 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連又は弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>リ. イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヌ. ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ル. リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者</p> <p>ヲ. リビア前政権の機関等</p> <p>ワ. シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等</p> <p>カ. クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者</p> <p>ヨ. 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>タ. イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>レ. 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第2号 第21条第1項、第2項 ・外為令 第11条 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第99号第2号 ・平成16年8月26日付財務省告示第382号（廃止） ・平成17年11月25日付財務省告示第444号 ・平成18年3月15日付財務省告示第105号 ・平成18年6月30日付財務省告示第261号 ・平成18年9月19日付財務省告示第361号 ・平成19年2月16日付財務省告示第59号 ・平成21年5月22日付財務省告示第175号 ・平成22年6月25日付財務省告示第215号 ・平成22年7月16日付財務省告示第239号 ・平成22年9月3日付財務省告示第289号（廃止） ・平成23年3月8日付財務省告示第73号 ・平成23年9月9日付財務省告示第310号 ・平成23年10月18日付財務省告示第346号 ・平成26年8月5日付財務省告示第239号 ・平成26年8月21日付財務省告示第262号 ・平成26年12月17日付財務省告示第388号 ・平成27年9月18日付財務省告示第303号
<p>②0 居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生等に係る取引</p> <p>イ. タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第2号 第21条第1項、第2項 ・外為令 第11条

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
<p>ロ. テロリスト等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ハ. コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ニ. コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ホ. スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヘ. 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連又は弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>ト. イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>チ. ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>リ. リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者</p> <p>ヌ. シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ル. クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者</p> <p>ヲ. 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ワ. イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>カ. 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年3月30日付大蔵省告示第99号第3号 ・平成16年8月26日付財務省告示第382号(廃止) ・平成17年11月25日付財務省告示第444号 ・平成18年3月15日付財務省告示第105号 ・平成18年6月30日付財務省告示第261号 ・平成18年9月19日付財務省告示第361号 ・平成19年2月16日付財務省告示第59号 ・平成21年5月22日付財務省告示第175号 ・平成22年6月25日付財務省告示第215号 ・平成22年9月3日付財務省告示第289号(廃止) ・平成23年3月8日付財務省告示第73号 ・平成23年9月9日付財務省告示第310号 ・平成23年10月18日付財務省告示第346号 ・平成26年8月5日付財務省告示第239号 ・平成26年8月21日付財務省告示第262号 ・平成26年12月17日付財務省告示第388号 ・平成27年9月18日付財務省告示第303号
<p>㉑ 居住者による次に掲げる非居住者からの金銭の借入契約又は当該非居住者に対して債務の保証をする契約に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては、平成15年5月22日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。</p> <p>イ. イラク前政権の機関等</p> <p>ロ. イラク前政権の高官又はその関係者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法第17条第2号第21条第1項、第2項 ・外為令第11条 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第99号第4号 ・平成22年7月16日付財務省告示第239号
<p>㉒ 居住者による非居住者であるイラン関係者(※)に対する会社(核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるものに属する事業を営む会社に限る。)の株式又は持分の譲渡</p> <p>※ イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのもにより実質的に支配されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法第17条第2号第21条第1項、第2項 ・外為令第11条 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第99号第5号 ・平成22年8月3日付財務省告示第255号
<p>㉓ 非居住者(証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるものに限る。)による本邦における証券の発行又は募集併せて、当該団体が本邦において証券を発行し、又は募集するために行われる労務又は便益の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法第17条第2号第21条第1項 ・外為令第11条第18条 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第99号第5号

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
<p>※ 当該各団体により株式の総数又は出資の総額に占める割合の百分の五十以上を直接に所有されている団体（本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。）を含む。</p> <p>※ 上記証券について、償還期限の定めのある証券については、当該償還期限が90日を超えるものに限る。</p>	<p>告示第99号第6号</p> <p>・平成10年3月30日付大蔵省告示第100号第5号</p> <p>・平成26年9月24日付財務省告示第292号</p> <p>・平成26年9月24日付財務省告示第293号</p>
<p>②④ 資本取引（※）のうち、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるものに寄与する目的で行うもの</p> <p>※ 預金契約／信託契約、金銭の貸借契約／債務の保証契約、対外支払手段／債権の売買契約、証券の取得／譲渡、証券の発行／募集、金融指標等先物契約、不動産／権利の取得、本邦・外国の事務所間の資金授受及びこれに準ずる取引又は行為（外為法第20条参照）</p>	<p>・外為法第17条第2号</p> <p>第21条第1項、第2項</p> <p>・外為令第11条</p> <p>・平成10年3月30日付大蔵省告示第99号第7号</p> <p>・平成21年7月7日付財務省告示第224号</p> <p>・平成22年8月3日付財務省告示第255号</p>
<p>②⑤ 居住者による次に掲げる者との間で行う特定資本取引のうち、(1)及び(4)の金銭の貸付契約に基づくものを除く取引</p> <p>ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあっては、平成15年5月22日以前に締結された借入契約に該当する契約に基づく債権の変更又は消滅に係るものに限る。</p> <p>イ. イラク前政権の機関等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ロ. イラク前政権の高官又はその関係者等として外務大臣が定めたもの</p> <p>※ 特定資本取引（国際商業取引決済のための取引で当該取引に係る債権の発生から消滅までの期間が1年以内であるものを除く。）</p> <p>(1) 貨物を輸入する居住者による当該貨物の輸入契約に直接伴う当該輸入契約の相手方に対する金銭の貸付契約のうち、当該貸付契約による債権の全額と当該輸入貨物の代金の全部又は一部との相殺（実質的に相殺と認められるものを含む。）をすることを内容とするもの</p> <p>(2) 貨物を輸出する居住者による当該貨物の輸出契約に直接伴う当該輸出契約の相手方からの金銭の借入契約のうち、当該借入契約による債務の全額と当該輸出貨物の代金の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの</p> <p>(3) 貨物を輸出入する居住者が非居住者との間で行う当該貨物の輸出入に係る入札保証契約、履行保証契約、貨物代金の前受金又は前払金の返還保証契約及び輸出入契約に直接伴って、かつ、これらの契約の定めるところにより行うその他の保証契約</p> <p>(4) 鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又は使用権の設定（以下「鉱業権等の移転等」という。）に係る契約の当事者たる居住者が当該鉱業権等の移転等のため当該契約に基づいて当該契約の相手方との間で行う金銭の貸付契約又は借入契約のうち、当該貸付契約又は借入契約による債権又は債務の全額と鉱業権等の移転等の対価の全部又は一部との相殺をすることを内容とするもの</p> <p>(5) 鉱業権等の移転等に係る契約の当事者たる居住者が当該契約に基づいて非居住者との間で行う保証契約</p>	<p>・外為法第17条第3号</p> <p>第24条第1項、第2項</p> <p>・外為令第7条第1号</p> <p>第14条</p> <p>第15条第1項</p> <p>・平成15年5月31日付経済産業省告示第193号</p> <p>・平成22年7月16日付経済産業省告示第166号</p>

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
<p>②⑥ 居住者による次に掲げるものとの間で行う上記の特定資本取引のうち、(2)及び(4)の金銭の借入契約に基づくものを除く取引</p> <p>イ. タリバーン関係者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ロ. テロリスト等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ハ. コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ニ. コートジボワールにおける和平等に対する脅威を構成する者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ホ. スーダンにおけるダルフル和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヘ. 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの、北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連又は弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>ト. イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの</p> <p>チ. ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>リ. リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの</p> <p>ヌ. シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ル. クリミア「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者</p> <p>ヲ. 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>ワ. イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p> <p>カ. 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第3号 第24条第1項、第2項 ・外為令 第7条第1号 第14条 第15条第1項 ・平成15年5月31日付経済産業省告示第193号 ・平成16年8月26日付経済産業省告示第280号（廃止） ・平成17年11月25日付経済産業省告示第302号 ・平成18年3月15日付経済産業省告示第35号 ・平成18年6月30日付経済産業省告示第218号 ・平成18年9月19日付経済産業省告示第289号 ・平成19年2月16日付経済産業省告示第29号 ・平成21年5月22日付経済産業省告示第190号 ・平成22年6月25日付経済産業省告示第153号 ・平成22年9月3日付経済産業省告示第198号（廃止） ・平成23年3月8日付経済産業省告示第35号 ・平成23年9月9日付経済産業省告示第190号 ・平成23年10月18日付経済産業省告示第211号 ・平成25年4月5日付経済産業省告示第99号 ・平成26年8月5日付経済産業省告示第168号 ・平成26年8月21日付経産省告示第173号 ・平成26年12月17日付経産省告示第246号 ・平成27年9月18日付経産省告示第198号
<p>②⑦ 居住者による非居住者との間で行う特定資本取引であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるものに寄与する目的で行うもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第3号 第24条第1項、第2項 ・外為令 第7条第1号 第14条 第15条第1項 ・平成15年5月31日付経済産業省告示第193号 ・平成21年7月7日付経済産業省告示第230号
<p>②⑧ 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引に係る支払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第10条第1項、第16条第5項、第17条第3号、第52条 ・外為令 第7条第2号、第4号 ・貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）第8条 ・平成18年10月13日付内閣告示第4号 ・平成18年10月13日付経済産業省告示第308号、第309号、第310号、第311号、平成12年12月20日付経済産業省告示第780号 ・平成19年4月13日付経済産

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
	<ul style="list-style-type: none"> 業省告示第121号、第122号、第123号、第124号 ・平成19年10月12日付経済産業省告示第257号、第258号、第259号、第260号 ・平成20年4月11日付経済産業省告示第82号、第83号、第84号、第85号 ・平成20年10月10日付経済産業省告示第221号、第222号、第223号、第224号 ・平成21年4月13日付経済産業省告示第79号、第80号、第81号、第82号 ・平成22年4月9日付経済産業省告示第88号、第89号、第92号、第93号 ・平成23年4月8日付経済産業省告示第92号、第93号、第94号、第95号 ・平成24年4月6日付経済産業省告示第86号、第87号、第88号、第89号 ・平成25年4月10日付経済産業省告示第102号、第103号、第104号、第105号 ・平成27年4月3日付経済産業省告示第86号、第87号、第88号、第89号
<p>②⑨ 第三国から北朝鮮へ輸出する取引（仲介貿易取引（※））</p> <p>※ 平成21年11月1日に施行された改正外為法により、外為法第25条に規定する仲介貿易取引については、「貨物の売買に関する取引」から「貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引」へと範囲が拡大され、措置の対象となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法第17条第3号第25条第6項 ・外為令第7条第2号、第18条第3項 ・平成21年6月16日付経済産業省告示第205号、平成12年12月20日付経済産業省告示第780号 ・平成22年4月9日付経済産業省告示第93号 ・平成23年4月8日付経済産業省告示第94号 ・平成24年4月6日付経済産業省告示第88号 ・平成25年4月10日付経済産業省告示第104号 ・平成27年4月3日付経済産業省告示第88号
<p>③⑩ 居住者が非居住者との間で行う金融に係る役務取引（※）であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるものに寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの</p> <p>※ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属書1Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する付属書に規定する金融サービスであって、外国為替及び外国貿易法第25条第6項に規定する役務取引に該当するものをいう。（注 財務省告示第226号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法第17条第3号第25条第6項 ・外為令第7条第2号、第18条第3項 ・平成10年3月30日付大蔵省告示第100号 ・平成12年12月20日付経済産業省告示第780号 ・平成21年7月7日付財務省告示第226号 ・平成21年7月7日付経済産業省告示第231号 ・平成22年4月9日付経済産業省告示第93号 ・平成22年9月3日付経済産業省告示第199号 ・平成23年4月8日付経済産業省告示第94号 ・平成24年4月6日付経済産業省告示第88号 ・平成25年4月10日付経済産業省告示第104号 ・平成27年4月3日付経済産業省告示第88号

対 象 と な る 取 引	根 拠 法 令
<p>③① イラン関係者（※）にかかる対内直接投資等</p> <p>イ. イラン関係者により行われる、会社（核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種として外務大臣が定めるもの（イランによる投資禁止業種）に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分の取得</p> <p>ロ. イラン関係者により行われる、イランによる投資禁止業種に属する事業を営む上場会社等の株式への一任運用であって、一定の要件（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第3号イ及びロ）を満たすもの</p> <p>ハ. 非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（イランによる投資禁止業種に属する事業を営む会社に限る。）の株式又は持分のイラン関係者に対する譲渡</p> <p>※ イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのものにより実質的に支配されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法 第17条第3号 第27条第1項 ・外為令 第11条 ・対内直接投資等に関する政令 第3条第2項第3号 ・平成22年8月3日付内閣府、 総務省、財務省、文部科学 省、厚生労働省、農林水産 省、経済産業省、国土交通 省、環境省告示第1号

(平成28年3月7日現在)